

審査の概要 (一般放送事業者)

I 絶対審査

- 1 一般放送事業者に係る委託放送業務の認定に関する審査については、まず、放送法第52条の13第1項第1号から第5号まで、放送法施行規則第17条の8及び放送法関係審査基準(以下「審査基準」という。)第6条第1号から第5号までの規定(以下「絶対審査基準」という。)の規定に基づき審査を行った。
- 2 今回の各申請については、いずれもこれまで放送分野において一定程度視聴者の支持を得つつ事業を継続してきた実績を有する事業者又はその関係事業者からの申請であったこともあり、いずれも絶対審査基準に適合するものであった。
- 3 したがって、次のとおり、すべての申請者に対し割り当てることが可能な周波数が不足したため、審査基準第7条及び別紙2の規定に基づき、比較審査を行うこととなった。
 - ① BS放送用周波数については、放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示660号)の定めるところによる放送大学学園(16スロット希望)に対する認定後の残りの176スロット(HDTV7~11番組相当)の周波数の空きに対し、一般放送事業者18者362スロット相当(HDTV22番組)の認定希望。
 - ② 東経110度CS放送用周波数については、24スロットの周波数の空きに対し、一般放送事業者14者314スロット相当(HDTV14番組)の認定希望。

II 第一次比較審査

比較審査においては、まず、審査基準別紙2「1」の規定に基づき、主として高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務の認定を優先した(第一次比較審査)。

III 第二次比較審査(総論)

第一次比較審査を経てもなお割り当てることが可能な周波数が不足したため、次に、審査基準別紙2「2」の規定(概要は次のとおり)に基づき審査を行った(第二次比較審査)。

(1) 事業計画の確実性

事業開始までの資金調達の適正性及び確実性、事業開始後の収入の算出根拠の客観性及び確実性、費用算出の適正性及び放送番組の制作及び調達の確実性その他の事項を総合的に勘案し、より確実な事業計画を有するものであること。

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する行為を規則第17条の8第3項第7号イに掲げる行為に該当するものとみなした場合であっても、同条第1項に規定する基準に適合すること。(略)

(3) 放送番組の多様性

特別衛星放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないこと(その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。)

(5) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)に適合するものであること。

(6) 青少年の保護

成人向け番組を含まないこと(その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。)

(7) 視聴覚障害者への配慮

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(8) 放送番組の高画質性

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合が高いこと(その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。)

IV 第二次比較審査(社会的審査項目に係る予備審査)

第二次比較審査に際しては、まず、社会的審査項目(「(4)広告放送の割合」、「(5)個人情報の保護」、「(6)青少年の保護」、「(7)視聴覚障害者への配慮」及び「(8)放送番組の高画質性」)について、これらのうち1つでも適合性が著しく不十分な申請があった場合には、後述の総合評価を行うまでもなく、当該申請以外の申請を優先的に認定することとした。理由は次のとおりである。

- ① 放送事業の運営のため不可欠な有限希少資源である周波数の割当ては、市場取引によって自由に売買される土地等とは異なり、国民の貴重な共有財産として、当該周波数の使用を希望する申請のうち、放送の普及及び健全な発達並びに国民視聴者の利益の増進に最も資すると認められる申請に対し、基本的に無償で行うこととされている。
- ② また、特別衛星放送については、現時点で対応受信機が5000万台以上出荷されており、4割以上の世帯に普及している準基幹的なメディアとして、国民視聴者の信頼や期待も大きいものと考えられる。
- ③ 社会的審査項目については、これらに関し積極的に取り組むことが放送事業者の事業採算上必ずしもプラスには働かないという性質を有する審査項目であるが、特別衛星放送に係る放送事業者の公共性及び社会的責務にかんがみ、国民及び視聴者の利益の増進を図る観点から、これらに対し積極的に取り組もうとする申請者に対し、より公共の福祉に適合するものとして周波数を優先的に割り当てることとしているところである。
- ④ 特に今回のように、わずかな参入枠をめぐり、放送事業に関し十分な実績を有する申請者が数多く参入を希望している状況下にあっては、例えば次のような、特定の社会的審査項目への適合性が著しく不十分な申請については、たとえ当該申請が他の審査項目（例：財政的基礎）との総合評価の結果により相対的に高得点となったとしても、そのような申請に対し他の申請に優先して周波数を割り当てることは、放送の公共性及び社会的役割に対する国民視聴者の信頼や期待に応え、放送の健全な発達を促進していく観点から不適切であると判断した。

ア ほとんどの放送時間帯が成人向け番組や広告放送（通販番組など）で占められているもの。

イ 字幕付与が可能であるにもかかわらず、採算性を理由として、ほとんどの放送時間帯に字幕が付与されていないもの。

- ⑤ これにより、各申請のうち、公共の電波を使用する放送事業の公共性及び社会的役割を十分に自覚し、一定のコスト等をかけてでも、視聴覚障害者、高齢者、未成年者などを含めた幅広い国民各層が楽しむことのできる放送番組を提供しようとする姿勢を示し、いずれの社会的審査項目についても最低限の水準を維持しようとするものを優先することとした。

V 第二次比較審査（総合評価：総論）

- 1 社会的審査項目に係る予備審査を経てもなお割り当てることが可能な周波数が不足し

たため、次に、審査基準別紙2「2」の(1)から(8)までの各審査項目の総合評価により、優先順位付けを行うこととした。

2 総合評価に当たっては、多面的な検証を通じて委託放送業務の根幹である財政面・番組編成面の両面からみた事業遂行能力を総合的に審査するものである「(1)事業計画の確実性」を、(2)から(8)までの審査項目よりも重視した配点とし、残る(2)から(8)までの審査項目についてはすべて一律の配点とした。また、それぞれの審査項目について、他の申請との比較において特に加点又は減点すべき事情のある申請については、その程度に応じて特別点を付加することとした。

3 なお、今回の総合評価の審査に当たっては、これらの各審査項目のうち、「(2)表現の自由の享有」、「(3)放送番組の多様性」、「(4)広告放送の割合」、「(5)個人情報の保護」及び「(6)青少年の保護」の5審査項目については、審査対象となった申請者はいずれも視聴者保護等の観点から十分な水準を維持しており、申請者間において相対的な差が生じなかったため、事実上、残る「(1)事業計画の確実性」、「(7)視聴覚障害者への配慮」及び「(8)放送番組の高画質性」の3審査項目の総合評価により優先順位を決することとなった。

4 このうち「(7)視聴覚障害者への配慮」及び「(8)放送番組の高画質性」については、総合評価の対象となったすべての申請者が、少なくとも50%～60%という、相当の水準の字幕付与率やピュアハイビジョン率を提示してきており、いずれも意欲的なものとして評価することが可能であったが、その中でも更に、80%～100%の高水準の字幕付与率やピュアハイビジョン率を提示する申請も多く見られたため、結果的には、これらの2審査項目がいずれも50%～60%程度に止まった申請については、残る「(1)事業計画の確実性」において高水準の得点を得たとしても、挽回することが事実上困難となるという、これまでの衛星放送分野の比較審査に比しても高レベルの審査となった。

VI 第二次比較審査（総合評価：収入の算出根拠の客観性及び確実性）

1 残る「(1)事業計画の確実性」については、特に、「事業開始後の収入の算出根拠の客観性及び確実性」に重点を置いて審査を行った。理由は次のとおりである。

① 近年の、衛星放送だけでなく、ケーブルテレビ、通信のブロードバンド動画配信サービス、携帯端末向けコンテンツ配信サービスなど様々な新しいメディアが同時並行的に立ち上がりつつあり、国民視聴者の需要がいっそう高度化・多様化しつつあるメディア環境下にあっては、既に4割以上の世帯に普及した特別衛星放送といえども、事業開始後の有料放送の加入件数や無料放送の視聴率、広告収入等を参入時点において正確に予測することは容易ではない。

- ② したがって、放送法第52条の13第1項第2号及び審査基準第6条(2)の規定に基づく通常の財政的基礎審査（絶対審査）においては、収入は「合理的」な加入予測等を基に算出された内容であることが求められるものの、当該加入予測等が「確実」であることまでは求められていない。
- ③ しかしながら、そのような正確な予測が困難であることを理由として、各申請者がそれぞれ作成した事業収支の見積りをそのまま受け入れ、結果的に、放送開始後、有料放送の加入件数や無料放送の広告収入等が参入時に想定していた水準よりも大幅に低迷し、事業からの早期撤退や番組制作費の大幅な削減（番組改編）等を余儀なくされることともなれば、受信機等を購入した国民視聴者の信頼や期待を裏切ることにもなりかねない。
- ④ 特別衛星放送の放送事業者は、基本的に無償で、周波数の排他的な割当てを受けて放送事業に参入する事業者である。特別衛星放送という準基幹的なメディアに対する国民視聴者の信頼や期待に応え、また、申請者間の比較審査の公平性を確保する観点からも、絶対審査の段階はともかくとして、比較審査の段階ともなれば、事業の安定的継続及び視聴者保護の観点から、事業継続の確実性について、参入時点において既に一定の説明責任を負うこととなるのは、ある程度やむを得ないものと考えられる。
- ⑤ このような考え方にに基づき、本件比較審査においては、審査基準上において「事業開始後の収入の算出根拠の客観性及び確実性」を審査することとなる旨をあらかじめ公表するとともに、実際の比較審査に際しても、確固たる客観的な裏付けのない収入予測についてはこれを極力排除し、特別衛星放送全体についてあえて厳しい市場環境を設定し、各申請者の財務的基盤がこれに耐えうるかについて個別に精査し、相互に比較することとした。

2 具体的な審査においては、次のとおり、既存の放送番組か新規の放送番組かを問わず、「今回の認定に伴い必要経費が増加するにもかかわらず、収入が現状レベルから全く増えない」という最悪の事業環境をあえて設定し、このような事業環境下においても事業を安定的に継続することができる財務的基盤を有しているか否かについて、各申請者を相互に比較することとした。

(1) 既存の放送番組

- ① 各申請者からは、例えば次のような、今後の収入増を見込む様々な算出根拠が主張されたが、いずれも、一定の合理性又は期待可能性を有するものとは認められるものの、確実な収入増が客観的数値として立証されるには至らなかったため、事業の確実な継続を確保するという本件審査の趣旨に照らし、ここではいずれも一切考慮しないこととし

た。

- ア 視聴料を据え置いたままでのハイビジョン化若しくは多チャンネル化又はその両方による加入件数増
- イ 特別衛星放送の普及率の今後の更なる向上
- ウ C S放送からB S放送への移行に伴うケーブルテレビ再送信の拡大
- エ 今回認定を受けることとなる複数のB S放送の有料放送番組による「新B Sパック」の組成
- オ コンテンツの拡充や営業体制強化による加入件数増
- カ 各種の視聴者アンケート調査等に基づく市場規模・視聴者ニーズ予測

- ② 結果として、収入については、最悪想定ベースの収入として、決算実績ベースの営業収入の現状維持（横ばい）を想定することとした。さらに、今回のハイビジョン化等に伴い視聴料の値上げを予定している申請については、視聴料を値上げしないこととしている申請との比較において顧客流出リスクを勘案する必要があることから、一定の減点を行った。なお、無料放送（広告収入）については、昨今のテレビ広告市場の急激な縮小傾向を考慮し、最悪想定ベースの収入としては「横ばい」よりもむしろ「縮小傾向」を想定するべきとも考えられたが、ひとまず有料放送と同じく「横ばい」を想定した。
- ③ 他方、費用については、標準想定ベースの費用として、決算実績ベースの現状の営業費用に、本件認定に伴い生ずる必要経費（トランスポンダ利用料、アップリンク費用、エンコード費用、C A S費用等）を加算等して算出した。

(2) 新規の放送番組

- ① 収入については、当該放送番組を構成する個々の番組を分解し、それらの多くが、例えば過去に地上波で放送された際に秀逸な視聴率を得たといった一定の実績が示された場合に限り、申請者が事業計画に参考している、同種の既存の放送番組に係る決算実績ベースの現状の営業収入を基礎として、既存番組と同様の方法により算定することとした。
- ② しかしながら、既存の放送番組については、前述のとおり、例えば視聴料を据え置いたままハイビジョン化及び多チャンネル化を行う場合でさえ、客観的な数値の立証がないという理由により加入件数増を一切認めず、費用増のみを加算しており、また、視聴料を値上げする場合には逆に顧客流出リスクを勘案し、一定の減点を行っているところである。これに対し、現時点において何らの実績を有さない新規の放送番組について、上記のような客観性・確実性を欠く根拠による安易な収入確保を期待することは、事業

の確実な継続を担保するという本件審査の趣旨に照らしても、また、既存番組と新規番組との間の比較審査の公平性を確保する観点からも、必ずしも適当でないと考えられる。したがって、新規の放送番組については、(例えば、年間放送時間の大部分について、十分な資力を有する広告主(申請者と資本関係等を有する者を除く。)から、広告出稿確約書等を現時点において取り付けているといった特別の事情があるものを除き)、新規事業リスクを考慮し、既存番組において視聴料の値上げを行う場合と同程度の減点を一律に措置した。

- ③ 費用については、原則として、申請者が提出した事業収支見積書上の事業開始後1年目の事業年度(1年目の事業年度が12か月に満たない場合には2年目の事業年度)の見積り数値を基礎として、認定に伴い生ずる必要経費等の計上漏れがある場合にはこれを加算した上で、変動費を現状の水準まで圧縮等して算定した。

VII その他

- 1 BS放送用周波数については、高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に対し認定を行った結果、6スロット(SDTV1番組相当)の周波数の空きが残ったが、今回の各申請にはSDTV(標準テレビジョン放送)を希望するものがなかったため、当該6スロット分については別途の機会にあらためて認定申請受付を行う予定である。
- 2 東経110度CS放送用周波数については、高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に対し認定を行った結果、周波数の空きがなくなったため、標準テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る認定申請についてはいずれも審査基準別紙2「1」の規定に基づき認定を拒否することとした。
- 3 なお、今回の認定に伴い、東経110度CS放送用周波数において周波数の空きが新たに生ずることとなったことから、これらについても、別途の機会にあらためて認定申請受付を行う予定である。

以上